

令和8年度きしわだ農業経営支援クーポン券 取扱店舗募集要項

1、事業目的

農業用肥料、農薬、飼料、農業用資材の価格が高騰しており、農業経営を圧迫しています。これらの影響を緩和するため、原材料費等に使用できるクーポン券を発行し、農業者の経営を支援するものです。

2、事業概要

- (1) 名 称：令和8年度きしわだ農業経営支援クーポン券
- (2) 発行主体：岸和田市 環境農林水産部 農林水産課 農業振興担当
- (3) 発行対象：認定農業者（国版） 5万円相当分
認定新規就農者 5万円相当分
大阪版認定農業者 1万円相当分
- (4) 発 行 額：9,400,000円
- (5) 券 種：1冊あたり1,000円券×10枚
- (6) 発行冊数：940冊
- (7) 利用期間：令和8年9月1日～令和9年1月31日
- (8) 取扱店舗：公募して決定（岸和田市内店舗に限る）
- (9) 対象商品：①肥料（肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録がなされた特殊肥料及び普通肥料に限る）
②農薬（農薬取締法に基づく登録がなされたものに限る）
③その他（下記に掲げるものに限る）
 - 野菜・果樹出荷用パック・ネット・フルーツキャップ
 - 野菜・果樹・花き出荷用フィルム・ビニール袋
 - 米袋

3、取扱店舗参加資格

- (1) 岸和田市内に店舗を有すること
- (2) 肥料を販売する店舗については、大阪府知事に対し、販売業務の届出を行っていること
- (3) 農薬を販売する店舗については、大阪府知事に対し、販売業務の届出を行っていること
- (4) 上記に該当し、岸和田市内の店舗のみにおいてクーポン券の利用を制限できる者。ただし、次の事業者を除く。
 - ①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心を

- そそるおそれのある営業などの店舗等の営業を行っている者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - ③岸和田市指名競争入札指名停止要綱（令和 6 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中にある者
 - ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（昭和 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者
 - ⑤役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ⑥暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
 - ⑦役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用しているとき
 - ⑧役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
 - ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4、申込から承認まで

（1）申込方法

取扱店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、「令和 8 年度きしわだ農業経営支援クーポン券取扱店舗登録申請書兼誓約書」（様式 1）に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請します。

① F A X で申請：072-430-2272

② 郵送で申請：〒596 - 8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号

岸和田市 環境農林水産部 農林水産課 農業振興担当あて

（2）申込期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から 8 月 31 日（月）17 時まで

※令和8年8月14日（金）までにお申し込みの場合、購入者にお渡しする「取扱店舗一覧チラシ」に店舗名が掲載されます。

それ以降は、ホームページのみの掲載となりますのでご注意ください。

（３）説明会

令和8年8月18日（火）10時～11時

岸和田市役所（岸和田市岸城町7-1）別館3階 農林水産課

（４）登録・承認

申込のあった事業者については、市の審査を経て、順次取扱店舗として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、市の審査により承認を取り消すことがあります。

①申込内容に虚偽・不備等があった場合

②市が承認を取り消すと判断した場合

５、その他留意事項

（１）取扱店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号等）は「クーポン券をご利用いただけるお店」として、対象者向けのチラシ及びホームページなどに掲載します。

（２）「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその都度対応を決定します。

（３）本事業用にデザインされた「クーポン券」の肖像使用を含む広報告知物等の作成については事前に承認が必要となります。

（４）市の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

６、クーポン券取り扱いに当たって厳守頂きたい事項

（１）クーポン券は肥料・農薬・その他市が指定するものの販売取引において利用可能です。

（２）クーポン券使用者に領収書またはレシートを渡す場合は、クーポン券使用額がわかるようにしてください。

（３）クーポン券を使用した場合は、「令和8年度きしわだ農業経営支援クーポン券使用簿」（様式2）にクーポン券番号、使用金額、対象商品分類、対象商品名称を記入し、10年間保存してください。

（４）クーポン券対象外の取引に利用したことが後ほど判明した場合は、当該金額を返金いただきます。

（５）クーポン券と現金の交換は禁止しています。

（６）クーポン券額面以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないでく

ださい。

- (7) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (8) クーポン券で購入した商品の返品はできません。
- (9) 店舗で独自にクーポン券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (10) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、クーポン券利用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (11) 利用期間（令和9年1月31日）を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- (12) クーポン券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、市は責を負いません。
- (13) 利用期間終了後に市職員が取扱店舗を訪問し、クーポン券使用簿、レシートや領収書等帳簿種類の検査を実施する場合があります。検査を拒否した場合は、既支払額の返還を求めることがあります。

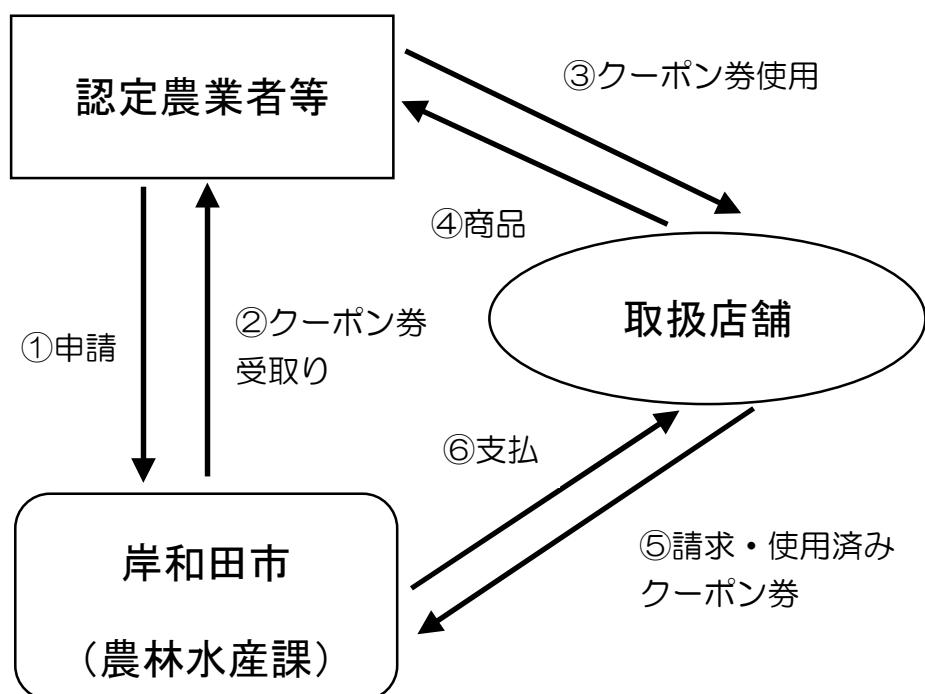
7、換金方法

- (1) 取扱店舗は、専用レターパックライト（入りきれない場合はダンボール）に①請求書、②クーポン券及び③クーポン券使用簿（写し）を同封し、市農林水産課へ郵送またはゆうパック等で発送する（着払い）か、もしくは直接市農林水産課まで持ち込んでください。
- (2) 利用済みクーポン券の発送料並びに換金にかかる振込手数料等は掛かりません（市が負担します）。
- (3) 換金請求期間は、下表のとおり令和9年2月12日までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。
- (4) クーポン券の換金の結果、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限り受付けいたします。2週間を過ぎてからの異議申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- (5) 利用済みクーポン券等の市への到着日に応じて振込日に指定口座へ支払われます。
- (6) 下記のとおり振込日を設定し、銀行振込にて取扱店舗（4（1）で申請のある振込口座）へ支払います。ただし、日程は変更となる可能性があります。

8、換金スケジュール

市農林水産課に持ち込む期間	振込予定日（支払予定日）
令和8年9月1日～令和8年10月6日	令和8年10月26日
令和8年10月7日～令和8年11月6日	令和8年11月26日
令和8年11月7日～令和8年12月7日	令和8年12月28日
令和8年12月8日～令和9年1月5日	令和9年1月26日
令和9年1月6日～令和9年2月12日	令和9年3月8日

10、クーポン券利用関係図



11、問い合わせ

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市 環境農林水産部 農林水産課 農業振興担当

電話：072-423-9488（直通）

FAX：072-430-2272

E-mail：nousui@city.kishiwada.lg.jp

※年末年始は12月29日（火）から1月3日（日）まで閉庁